

平成21年2月  
警察庁  
経済産業省

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案に対する意見の募集結果について

警察庁において、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案に対する意見の募集を行ったところ、1通の御意見を頂きました。

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令が2月20日に公布されるに当たり、頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び経済産業省の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

2 命令等の案を公示した日

平成20年12月26日

3 御意見並びに御意見に対する警察庁及び共管各省庁の考え方

頂いた御意見並びに御意見に対する警察庁及び経済産業省の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理又は要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理又は要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今般立案した命令等の内容に関する御意見以外のものについては、今後の参考とさせていただきます。

4 参考

頂いた御意見の総数 1通

（内訳）

電子メール 1通

F A X 0通

郵 送 0通

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案に対する御意見並びに御意見に対する警察庁及び経済産業省の考え方について

意見の概要	意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"><li>• 本件改正により、現金等の受取をしない旨を規約として定める場合についても例外なく本人確認義務を負わせることとしたことは適切と思われる。</li><li>• 悪質な事業者に対する処分を徹底していただきたい。</li><li>• 当局がある程度事業者を把握することが必要であり、そのために登録制や届出制を採用するべきではないか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 関係省庁において、特定事業者による犯罪収益移転防止法上の各種措置が適切に行われるよう、引き続き法執行上必要な事業者の把握に努めるとともに、指導監督を徹底してまいります。</li></ul>